

固定資産の価格に関する不服審査について

つくばみらい市固定資産評価審査委員会
(つくばみらい市役所総務課内：書記)
電話 0297-58-2111(代表)

1 審査の申出は

固定資産の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された価格(以下「価格」といいます。)についての不服がある場合には、文書をもって、つくばみらい市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)に審査の申出をすることができます。

審査委員会は、価格についての不服を中立的な立場で審査・決定するために設けられた第三者機関で、審査委員会に審査の申出ができるのは価格に関することに限られます(価格以外の台帳登録事項については、市長に対する異議申立てができます。)

価格に不服がある場合



審査委員会に「審査の申出」ができます

税額の算出や納税義務者の認定など、価格以外の台帳登録事項に不服がある場合



つくばみらい市長に対して「審査請求」をすることができます

2 審査の申出ができる人

固定資産税の納税者又はその代理人が審査の申出を行うことができます。代理人が審査の申出をする場合は、審査申出書に委任状(様式は問いません。)を添付してください。

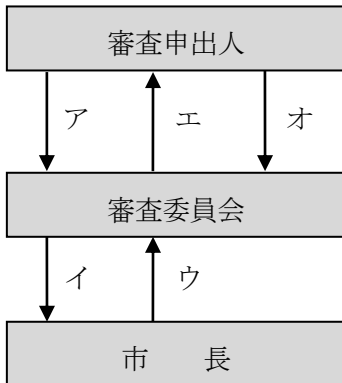
3 審査申出書の提出方法

- ① 審査申出書は、書記(市役所総務課内)を通じて審査委員会あて提出してください。また、郵送により審査委員会に提出することもできます。
- ② 審査申出期間は、固定資産課税台帳に価格等のすべてを登録した旨の公示の日(令和 年度は 月 日)から納税通知書の交付を受けた日後3か月までです。
- ③ 審査申出書は、正・副2通を提出してください。また、收受事実を確認されたい方には、審査委員会において、收受印を押なつ後、その申出書の写しをお渡しします(内容を証明するものではありません。)

なお、郵送により提出した場合の審査の申出の年月日は、通信日付印(消印)により表示された日となります。

4 審査の方法

- ① 審査は3人の委員で行い、次のとおり、審査申出書、弁明書、反論書、その他証拠書類により審査をする書面審理を原則としています。



- ア まず、**審査申出書**の形式審査を行い、記載事項等に不備がある場合は、期限を定めて補正を求めます。
- イ 市長に対し弁明書の提出を要求。
- ウ **弁明書**の提出。
- エ 審査申出人に弁明書を送付。
- オ 審査申出人は、弁明書に反論がある場合は**反論書**を提出。
- ※ このほか必要に応じて、審査に必要な証拠書類の提出をお願いすることもあります。

- ② 口頭による意見陳述

審査申出人は、審査申出書、反論書などの書面ではその意を十分記述しきれなかった点を補完するため、審査委員会に対して口頭で意見を述べるすることができます。**口頭による意見陳述を希望する場合は、審査申出書の「口頭による意見陳述」欄の該当箇所を○で囲んでください。**

- ③ 口頭審理

審査委員会が審査のために必要と認めた場合は、審査申出人、市側関係者、その他関係者の出席を求め、公開により、口頭による陳述を聴取する「口頭審理」を行います。

- ④ 実地調査

審査委員会が審査のために必要と認めた場合は、実地調査を行います。

5 審査の決定

- ① 審査委員会の決定については、決定書を審査申出人に送付します。
- ② 審査申出人は、審査委員会の決定に不服があるときは、決定の送達を受けた日から6か月以内に、つくばみらい市を被告として（訴訟においてつくばみらい市を代表する者はつくばみらい市固定資産評価審査委員会となります。）、決定の取消しを求めて訴訟を提起することができます。
- ③ 審査申出人は、審査委員会が審査の申出を受けた日から30日以内に決定をしなかったときは、その審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなし、決定の取消しを求めて訴訟を提起することができます。
- ④ 審査の申出をしても、固定資産税にかかる徴収金（固定資産税、延滞金など）の徴収は停止されませんのでご注意ください。審査委員会の決定により価格が修正され、税額が減額となる場合は、既に決定された税額の更正が行われます（価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。）。

当委員会は、できるだけ早く審査決定するよう事務を進めておりますが、審査の手続き（市長に弁明書、審査申出人に弁明書に対する反論書を求めること等）に時間がかかることもありますので、審査の申出の日から30日を経過して審査決定がされる場合もあることについて、ご理解とご協力をくださるよう、お願いいたします。